

# 東京都配偶者暴力対策 基本計画（概要）


## ○ 計画の性格

- (1) この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づき、国の示す基本的な方針に即し、都における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す基本計画です。
- (2) また、男女共同参画社会基本法第14条及び東京都男女平等参画基本条例第8条に基づき策定する「男女平等参画のための東京都行動計画」に包含されるものです。
- (3) この計画は、学識経験者、関係機関・団体代表等で構成される「東京都男女平等参画審議会」における諮問、答申を経て改定したものです。
- (4) 都と区市町村を始めとする関係機関は、相互に連携・協力して、計画で示した施策を推進していきます。
- (5) 都は、計画に基づく施策を実施する上で、都民及び民間団体に対し、理解と協力を求めます。

## ○ 計画期間

平成24年度から28年度までの5年間

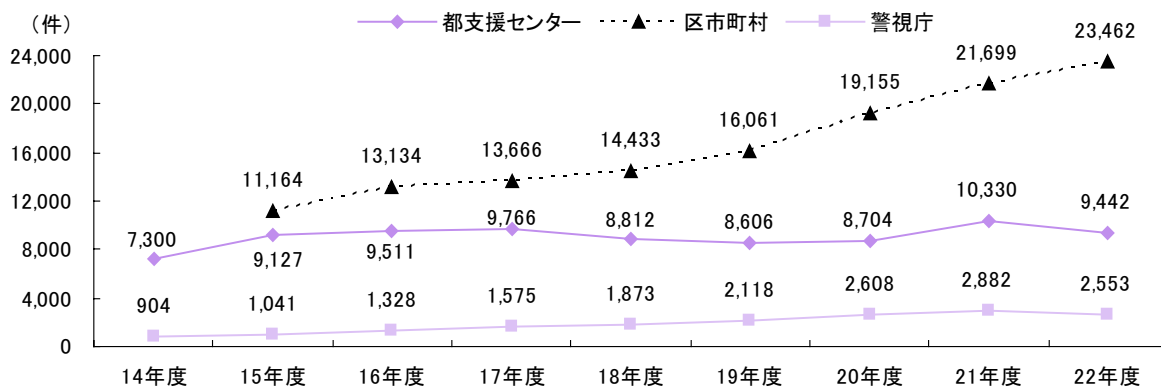
平成24年3月

 東京都

# 1 配偶者暴力をめぐる現状

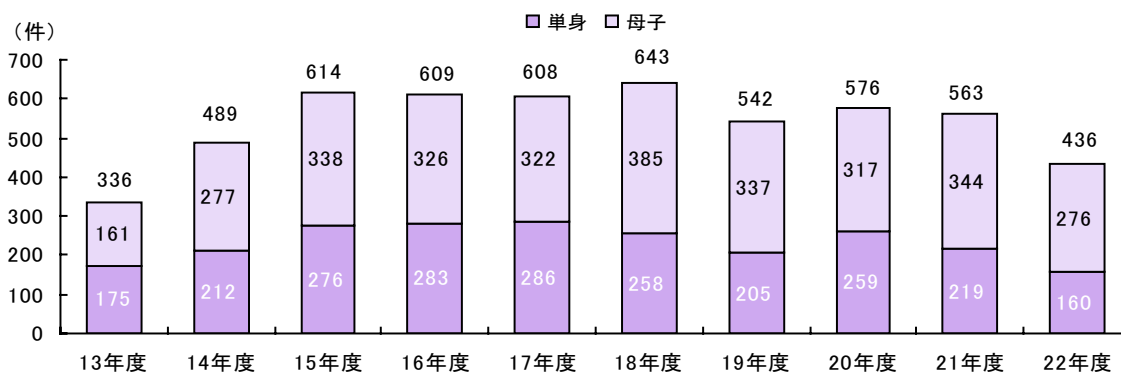
## 1 配偶者暴力に関する相談件数

- 都内における相談件数は年々増加しており、平成 22 年度は、都の配偶者暴力相談支援センターが 9,442 件、警視庁が 2,553 件、区市町村が 23,462 件となっています。
- 特に区市町村と警視庁の相談件数が増加していることから、地域における相談体制の充実や、相談窓口が周知されてきたことなどにより、相談者が身近なところで相談できるようになってきていることが伺えます。



## 2 一時保護件数

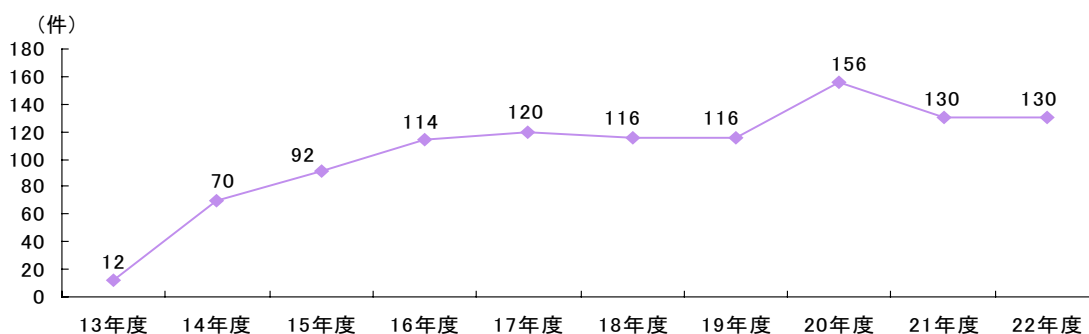
- 都が実施した一時保護件数は、平成 22 年度は 436 件でした。配偶者暴力防止法が完全施行された 14 年度以降、母子での入所者の割合が高くなっています。



\*母子、単身の別は、入所時の状況による区分となっています。

## 3 保護命令件数

- 東京地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、配偶者暴力防止法が施行された平成 13 年 10 月から 23 年 3 月末までの合計で 1,056 件でした。



## II 基本理念

配偶者暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。

また、同居する子供への影響も深刻です。子供が直接暴力を受けていない場合でも、家庭内で配偶者暴力を目撃するなど子供に著しい心理的外傷を与える言動も児童虐待に当たるとされており、これらは子供の心身の発達、人格の形成に重大な影響を与えるものです。

さらに、配偶者暴力を背景とする犯罪の発生など、近隣、地域にも影響を及ぼし、健全な地域社会の維持を阻害するものともなります。

このような配偶者暴力の特性を踏まえ、次の三つを都における配偶者暴力対策の基調となる考え方として、対策を推進していきます。

- 1 被害者の安全を確保し、本人の意思を尊重した継続的な支援を行う
- 2 暴力の背景を正しく認識し、暴力の防止に社会全体で取り組む
- 3 都と区市町村等関係機関、民間団体が相互の連携のもとに、それぞれの役割を果たしていく

## III 配偶者暴力対策に係る各機関・団体の役割

### 1 東京都配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援のための拠点施設として、相談、一時保護、就労や住宅等自立生活のために必要な情報の提供などを行っています。

都では、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターとが、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担っています。東京ウィメンズプラザは、総合相談窓口としての機能を担い、東京都女性相談センターは相談機能のほか、主に一時保護機能を担っており、被害者の保護・支援に連携して取り組んでいます。

### 2 警視庁

警察は、被害の通報、相談に対応し、必要に応じて一時保護へつなぐほか、保護命令違反行為の取締り、本人からの申出に応じた警察本部長等による援助等の支援を行っています。

また、他機関では対応が困難な緊急時の被害者の安全確保などの重要な役割を担っています。

### 3 区市町村

区市町村は、被害者とその家族が生活する身近な地域であり、被害者の発見や相談への対応、自立支援において重要な役割を担っています。男女共同参画センターや福祉事務所を中心に、関係機関と連携して継続的な支援を行っています。

また、地域に根ざしたきめ細かい支援の必要性から、平成19年度の法改正により、区市町村においても、配偶者暴力対策基本計画を策定し、配偶者暴力相談支援センター機能を整備するよう努めることとされました。

配偶者暴力対策には、このほかにも多くの機関や団体関わることとなります。

このため、都では、庁内関係各局、警視庁、区市町村、地方裁判所、地方検察庁、入国管理局、弁護士会、医師会、法テラス、民間支援団体等、幅広い関係機関・団体を構成員とした「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」を設置し、施策の推進と連携の促進を図っています。

## IV 施策実施に当たっての視点と目標

本計画では、配偶者暴力防止法及び国の基本方針の趣旨を踏まえ、都の配偶者暴力対策を推進していくために、次の三つを施策推進上の中心的視点として取り組んでいきます。

- 1 暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実
- 2 相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化
- 3 区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実

この視点に沿って施策を着実に推進していくため、具体的な目標を以下のとおり定めます。

目標項目	現状（23.8.1 現在）	28 年度目標
区市町村における基本計画策定団体数	24 団体	47 団体
区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備団体数	2 団体	5 団体

### ●●●配偶者●●●

配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。なお、暴力の未然防止のための取組や意識啓発など、法律の根拠を必要としない様々な施策については、配偶者以外の恋人など親密な間柄にあるパートナーも含め、対応を進めていきます。

### ●●●配偶者暴力●●●

「殴る」、「蹴る」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言を吐く」、「無視する」、「わざと相手が大切にしているものを壊す」、「生活費を渡さない」などの精神的暴力や、「性的行為を強要する」、「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。

### ●●●ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）●●●

「DV」と略されることが多く、一般的には「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力」という意味で使われることが多いようです。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子供に対して振るう暴力など、高齢者や子供などに家庭内で振るわれる暴力を含めて使用される場合もあります。人によって異なった意味に受け取られるおそれがあるため、この計画では「DV」という言葉は使いません。

# V 具体的施策

## 基本目標

## 施策目標

## 具体的施策・主な取組

1 暴力の未然防止と早期発見の推進

(1) 暴力の未然防止のための教育と啓発の推進

- ① 都における普及啓発の実施
  - ・様々な媒体を活用した啓発、パンフレット等の充実・配布、講演会の実施
- ② 区市町村における普及啓発の支援
  - ・普及啓発への働きかけ、都の啓発資料の配布・貸出し
- ③ 学校での人権教育の推進
  - ・人権教育プログラムの充実、人権教育研究協議会を通じた周知
- ④ 事業者団体等と連携した取組
  - ・事業者団体、民間団体等への情報提供と連携した啓発
- ⑤ 若年層向け啓発事業の推進
  - ・啓発資料の作成・配布、様々な媒体の活用や大学等と連携した教育・啓発、交際相手からの暴力に関する実態調査、教職員への研修の充実

(2) 早期発見体制の充実

- ① 医療機関における適切な対応
  - ・医療関係者への研修の実施、マニュアル等の作成・配布
- ② 保健所や保健センターにおける適切な支援
  - ・健診や相談を通じた早期発見と適切な対応、関係者への研修の実施
- ③ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等
  - ・児童関係機関との連携強化、情報提供、関係者への研修の実施
- ④ 民生委員・児童委員への研修の実施
  - ・早期発見のための研修の実施、情報提供
- ⑤ 警察における通報への対応
  - ・通報に伴う適切な対応、警察署員への研修の充実・強化

2 多様な相談体制の整備

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

- ① 被害者支援基本プログラムの活用
  - ・プログラムの活用と新たな社会資源等を反映した改定
- ② 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実
  - ・相談体制の充実、相談員へのスーパーバイズ、関係機関の調整を行う職員・専門員の育成、交際相手からの暴力被害者への特別相談
- ③ インターネットによる情報の提供
  - ・「ネット支援室」の内容の充実、交際相手からの暴力に係る支援情報の提供

(2) 身近な地域での相談窓口の充実

- ① 警察における対応
  - ・被害者に必要な情報の適切な提供、適切な対応のための研修の充実
- ② 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援
  - ・説明会の実施、「機能整備推進窓口」の運営、中核人材の養成研修

(3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実

- ① 外国人被害者への対応
  - ・通訳人材の養成と活用、相談シートの作成・配布、支援団体との連携
- ② 障害のある被害者等への対応
  - ・研修の実施、高齢者・障害者各相談窓口との連携、支援団体との連携
- ③ 人権擁護機関と関係機関の連携強化
  - ・人権擁護機関等との連携の強化

3 安全な体制の整備のため

(1) 保護体制の整備

- ① 一時保護体制の拡充
  - ・被害者の状況に応じた対応、男性被害者の一時保護検討
- ② 同伴児童への対応の充実
  - ・心理的ケアの充実、保育の充実、適切な学習機会の提供

(2) 安全の確保

- ① 警察署長等による援助
  - ・被害者の安全確保に必要な援助の実施、各種法令の適用による対応
- ② 被害者の親族等の安全の確保
  - ・保護命令対象拡大についての周知
- ③ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化
  - ・研修の充実、保護命令の対象である子供の安全確保と情報管理の徹底

## 基本目標

## 施策目標

## 具体的施策・主な取組

4

自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

### (1) 総合的な自立支援の展開

- ① 総合的な被害者支援のための質の充実
  - ・基本プログラムの改定、被害者の負担軽減に向けた支援のあり方検討
- ② 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充
  - ・自立支援講座の実施、サポートグループ等の活動への支援、同行支援の充実の検討
- ③ 福祉事務所等との連携強化
  - ・福祉事務所、子供家庭支援センター等との連携・協力体制の強化
- ④ ひとり親家庭の支援の充実
  - ・ひとり親家庭支援制度の活用、母子家庭等就業・自立支援センターとの連携

### (2) 安全で安心できる生活支援

- ① 住民票の取扱い等適切な運用
  - ・写しの交付制限等に係る指導、被害者への正しい情報提供と情報保護の徹底
- ② 医療保険に関する適切な情報提供
  - ・制度の周知徹底、被害者への適切な情報提供、保険者・医療機関への対応・協力依頼
- ③ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供
  - ・国民年金、介護保険等各種事務における情報の保護と管理の徹底、被害者への適切な情報提供
- ④ 就学の支援
  - ・被害者の子供に関する情報の適切な管理、関係機関の連携強化
- ⑤ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等(再掲)
  - ・児童関係機関との連携強化、情報提供、関係者への研修の実施
- ⑥ 自助グループへの参加支援
  - ・自助グループ等への活動の場の提供、被害者への情報提供
- ⑦ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援
  - ・保護命令等法的手続の情報提供、法律相談の実施、弁護士会等との連携

### (3) 就労支援の充実

- ① 職業訓練の充実
  - ・都立職業能力開発センターでの訓練、民間教育訓練機関での委託訓練
- ② 東京しごとセンター等における就労支援
  - ・キャリアカウンセリング・再就職支援セミナーの実施、職員への研修等の実施、配偶者暴力相談支援センターでのマザーズハローワークとの連携による取組
- ③ 民間ボランティア等との連携によるIT講座の実施
  - ・民間ボランティアと連携したIT講座の実施
- ④ 事業者との連携による就労支援の仕組みづくり
  - ・企業、民間団体等との協力・連携による就労体験の場の提供等

### (4) 住宅確保のための支援の充実

- ① 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保
  - ・単身者の入居の実施、家族世帯への倍率優遇等の実施
- ② 一時保護施設等退所後の支援
  - ・関係機関の支援ネットワーク構築、民間団体のステップハウス立ち上げ支援
- ③ 家賃債務保証制度に関する国への要望
  - ・民間賃貸住宅への入居のための公的保証制度の国要望

### (5) 子供のケア体制の充実

- ① 子供のケア体制の徹底
  - ・児童相談所及び区市町村との連携強化、「連携プログラム」の活用と充実
- ② 子供家庭支援センターの拡充
  - ・子供家庭支援センターを設置する市町村への補助
- ③ 子供の心のケアの充実
  - ・児童心理司やスクールカウンセラー等を活用した心のケアの実施
- ④ 子供に対する講座の実施
  - ・子供の心の傷の回復につながる講座の実施

## 基本目標

## 施策目標

## 具体的施策・主な取組

5

関係機関・団体等の連携の推進

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化

- ① 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進
  - ・区市町村への情報提供や人材育成、広域自治体としての取組、連携強化
- ② 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定支援
  - ・説明会の実施、基本計画に関する情報提供と助言
- ③ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援(再掲)
  - ・説明会の実施、「機能整備推進窓口」の運営、中核人材の養成研修
- ④ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実
  - ・都、区市町村、医療、司法、民間支援団体等との連携の強化
- ⑤ 被害者支援基本プログラムの活用(再掲)
  - ・プログラムの活用と新たな社会資源等を反映した改定

(2) 民間団体との連携・協力の促進

- ① 民間団体との連携の促進
  - ・民間団体の事業に対する助成、団体との情報交換の実施
- ② 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成
  - ・外国人被害者支援に係る通訳人材の養成、民間人材の活動に係る調整

6

適人材育成の推進と苦情の対応

(1) 人材の育成

- ① 職務関係者研修の充実
  - ・研修の一層の充実、相談員のバーンアウト防止のための研修の実施、支援者の専門的能力の適正な評価に向けた国への働きかけ

(2) 二次被害の防止

- ① 二次被害防止のための研修の充実
  - ・職務関係者や区市町村窓口職員への研修の実施、関係機関への働きかけ

(3) 苦情への適切かつ迅速な対応

- ① 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化
  - ・苦情処理担当への研修の実施、マニュアルの作成等による処理手順の周知

7

調査研究の推進

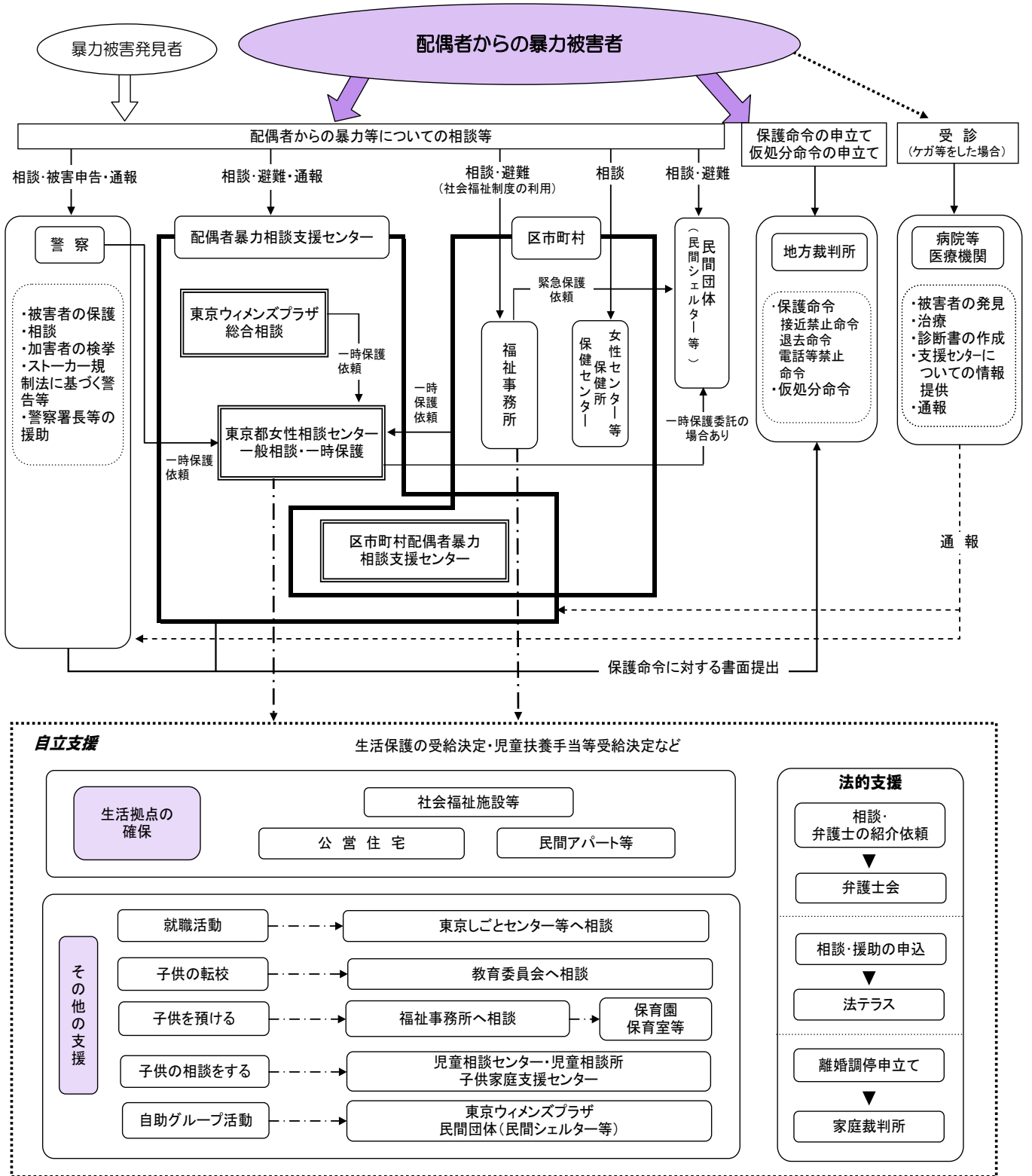
(1) 調査研究

- ① 配偶者暴力被害に関する調査研究
  - ・相談事例の分析等定期的な実態把握、交際相手からの暴力の実態調査

(2) 加害者対策の検討

- ① 加害者対策のあり方検討
  - ・男性相談における加害者からの相談内容の分析、法整備の国要望

# VI 配偶者暴力被害者支援体系図



「東京都配偶者暴力対策基本計画」本文は、男女平等参画課のホームページに掲載しています。

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index8.htm>

## 東京都配偶者暴力対策基本計画（概要）

平成 24 年 3 月 発行

登録番号 (23) 71

編集・発行 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課

電話 (03) 5388-3189 (ダイヤルイン)